



長運整第 74 号の 3  
令和 2 年 4 月 23 日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



優良自動車整備事業者の認定の取扱いに係る関係通達の改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和 2 年 4 月 17 日付け北信技整第 56 号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第56号  
令和2年4月17日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長自動車技術安全部長

優良自動車整備事業者の認定の取扱いに係る関係通達の改正について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年4月1日付け国自整第2号）のおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。



国自整第2号  
令和2年4月1日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

優良自動車整備事業者の認定の取扱いに係る関係通達の改正について

標記について、今般、下記通達を別紙新旧対照表のとおり改正したので、今後は本取扱いにより適切に処理されたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したので申し添える。

#### 記

1. 優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について（平成7年3月27日付け自整第68号）
2. 優良自動車整備事業者の特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種）の認定の取扱等について（平成7年3月27日付け自整第75号）
3. 優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について（平成7年3月27日付け自整第76号）
4. 優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について（平成7年3月27日付け自整第77号）

別添

国自整第2号の2  
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿  
日本自動車車体整備協同組合連合会会長 殿  
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長 殿  
全国タイヤ商工協同組合連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

優良自動車整備事業者の認定の取扱いに係る関係通達の改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

「優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について」(平成7年3月27日付け自整第68号)の一部改正について  
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第68号 平成7年3月27日 国自整第2号 最終改正 令和2年4月1日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車局整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について</p> <p>本文 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>1-1 自動車<u>特定</u>整備事業の認証の種類、認証年月日を記載した書面 1-2～1-10 (略)</p> <p>2. 優良自動車整備事業者認定の基準の解釈について 〔要員関係〕 2-1～2-2 (略) 2-3 工具 常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工(指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。)、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工<u>並びに板金工、電装工等のうち、電子制御装置整備に従事する者とする。</u> ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負って</p>	<p style="text-align: right;">国自整第68号 平成7年3月27日 国自整第74号 最終改正 平成19年7月31日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について</p> <p>本文 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>1-1 自動車<u>分解</u>整備事業の認証の種類、認証年月日を記載した書面 1-2～1-10 (略)</p> <p>2. 優良自動車整備事業者認定の基準の解釈について 〔要員関係〕 2-1～2-2 (略) 2-3 工具 常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シャシ工、エンジン工、検査工(指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。)、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。 ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。</p>

新

る者、工具係、部品係、資材係は含まない。

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

2-4 (略)

2-5 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。  
ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年国土交通省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲
(略)	(略)

2-6・2-7 (略)

[作業場等]

2-8 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場

ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。

なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

イ 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

2-9 (略)

2-10 完成検査場

ア 屋内であって、完成検査を行う十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。

イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路に出ても差し支えない。

ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めない。

エ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業並びに電子制御装置整備のうち施行規則第3条第8号ハに係る作業以外を完成検査場で行うことは差し支えない。

旧

なお、同一の指定整備事業者の他の事業場の自動車検査員を兼任する者は、兼任する事業場のうち1事業場に限り当該兼任自動車検査員を工員の数に含めることができることとする。ただし、当該取扱いに係る工員は1事業場内1名に限る。

2-4 (略)

2-5 検査工

検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。  
ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲
(略)	(略)

2-6・2-7 (略)

[作業場等]

2-8 屋内現車作業場

ア 点検及び整備を行うための作業場であって、床面は舗装されていること。

なお、完成検査場、次項の作業場及び車両通路の面積は含まない。

イ 検査機器を用いて行う検査(音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。)以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。

2-9 (略)

2-10 完成検査場

ア 屋内であって、完成検査を行う十分な面積を有し、床面は水平に舗装されていること。

イ 検査実施時に、一時的に自動車の一部が通路に出ても差し支えない。

ウ 検査機器を設置した場所は通路として認めない。

エ 検査機器を用いて行う点検及び点検又は検査に伴う軽微な調整作業を完成検査場で行うことは差し支えない。

また、2-13のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に

新

また、2-13のただし書きに該当する完成検査場以外の場合は、次に掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成19年運輸省告示第317号)に例示してある点検作業の範囲
(略)	(略)

2-11・2-12 (略)

2-13 作業場等の配置

各作業場(検査場等(電子制御装置点検整備作業場を除く。))を含む。)は、原則として整備中の自動車が道路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。

なお、この場合、特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

[整備完了車のできばえ]

2-14 道路運送車両法第62条に規定する継続検査等の成績

月平均の持込台数(持込総数/期間(月))は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。

表(略)

附則(令和2年4月1日 国自整第2号)

本改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

旧

掲げる作業を完成検査場で行うことも差し支えない。

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」(平成7年運輸省告示第342号)に例示してある点検作業の範囲
(略)	(略)

2-11・2-12 (略)

2-13 作業場等の配置

各作業場(検査場等を含む。)は、原則として整備中の自動車が道路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。

ただし、完成検査場、車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。

なお、この場合、分解整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。

[整備完了車のできばえ]

2-14 自動車検査の成績

月平均の持込台数(持込総数/期間(月))は、原則として下表のいずれかの期間に示す台数以上であり、かつ、再検査台数は、持込総数の3%以下であること。

表(略)

(新設)

「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））の認定の取扱等について」（平成7年3月27日付け自整第75号）の一部改正について 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第75号 平成7年3月27日 国自整第2号 最終改正 令和2年4月1日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車局整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））の認定の取扱等について</p> <p>本文 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>1-1 事業者（法人または個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面 なお、自動車特定整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8 （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>2-7 （略） 〔作業場等〕</p> <p>2-8 屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場</p>	<p style="text-align: right;">国自整第75号 平成7年3月27日 国自整第26号 最終改正 平成20年5月15日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））の認定の取扱等について</p> <p>本文 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>1-1 事業者（法人または個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面 なお、自動車分解整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8 （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>2-7 （略） 〔作業場等〕</p> <p>2-8 屋内現車作業場</p>

新	旧
<p>ア <u>屋内現車作業場</u>にあつては、<u>屋内作業場のうち常時現車の車体整備作業に使用される部分</u>(この部分には1両分の塗装作業場を含んでいること。)とし、<u>屋内現車作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は舗装されていること。</u></p> <p>なお、完成検査場及び次項の作業場の面積は、屋内現車作業場に含まない。</p> <p>イ 屋内作業場のレイアウトにおける1両分の作業場の広さは、主に整備する自動車を考慮すること。</p> <p>ウ 天井の高さは、主に整備する自動車の車体整備作業に十分な高さとする事。</p> <p>2-9~2-14 (略)</p> <p>2-15 作業場等の配置</p> <p>各作業場(検査場等(電子制御装置点検整備作業場を除く。))を含む。)は原則として整備中の自動車が道路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。</p> <p>ただし、車枠矯正装置又は車体修正機が設置されていない完成検査場、洗車場及び車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。</p> <p>なお、この場合、<u>特定整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</u></p> <p>2-16 (略)</p> <p>[他の種類の認定等と重複して取得する場合]</p> <p>2-17 (略)</p> <p>2-18 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)</u>」(令和2年4月1日付け自整第353号)の別紙2の2の「項目」欄に掲げるもの(「種別」欄のB(電子制御装置点検整備作業場を除く。))に掲げるものに限る。)については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p> <p>2-19~2-21 (略)</p> <p>附則 (令和2年4月1日 国自整第2号)</p> <p><u>本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ア 屋内作業場のうち常時現車の車体整備作業に使用される部分(この部分には1両分の塗装作業場を含んでいること。)とし、床面は舗装されていること。</p> <p>なお、完成検査場及び次項の作業場の面積は、屋内現車作業場に含まない。</p> <p>イ 屋内作業場のレイアウトにおける1両分の作業場の広さは、主に整備する自動車を考慮すること。</p> <p>ウ 天井の高さは、主に整備する自動車の車体整備作業に十分な高さとする事。</p> <p>2-9~2-14 (略)</p> <p>2-15 作業場等の配置</p> <p>各作業場(検査場等を含む。)は原則として整備中の自動車が道路上を移動することがない(当該自動車の車輪が道路上を通過しない)よう配置されていること。</p> <p>ただし、車枠矯正装置又は車体修正機が設置されていない完成検査場、洗車場及び車両置場については、やむをえない場合に限り、検査設備等の維持管理及び使用状況の確認が可能な距離にあれば差し支えない。</p> <p>なお、この場合、<u>分解整備を完了した当該自動車が道路上を運行するときは、分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにすること。</u></p> <p>2-16 (略)</p> <p>[他の種類の認定等と重複して取得する場合]</p> <p>2-17 (略)</p> <p>2-18 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「<u>優良自動車整備事業者認定規則の運用について(依命通達)</u>」(昭和42年1月21日付け自整第7号)の第2表の「項目」欄に掲げるもの(「種別」欄のBに掲げるものに限る。)については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p> <p>2-19~2-21 (略)</p> <p>(新設)</p>

「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について」（平成7年3月27日付け自整第76号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第76号 平成7年3月27日 国自整第2号 最終改正 令和2年4月1日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車局整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について</p> <p>本文 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>1-1 事業者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面なお、自動車特定整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認証番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8 （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>2-1～2-14 （略）</p> <p>2-15 整備作業等に支障がないと判断される場合には、<u>「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け自整第353号）の別紙2の3の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のB、<u>電子制御装置点検整備</u></u></p>	<p style="text-align: right;">国自整第76号 平成7年3月27日 国自整第26号 最終改正 平成20年5月15日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について</p> <p>本文 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>1-1 事業者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面なお、自動車分解整備事業の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認証番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8 （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>2-1～2-14 （略）</p> <p>2-15 整備作業等に支障がないと判断される場合には、<u>「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」（昭和42年1月21日付け自整第7号）の第3表の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のBに掲げるものに限る。）に</u></p>

新	旧
<p data-bbox="203 148 1111 220"><u>作業場を除く。)</u>に掲げるものに限る。)については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p> <p data-bbox="159 233 315 260">2-16 (略)</p> <p data-bbox="152 320 663 347"><u>附則 (令和2年4月1日 国自整第2号)</u></p> <p data-bbox="129 360 689 387"><u>本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1211 148 1944 175">については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p> <p data-bbox="1167 233 1323 260">2-16 (略)</p> <p data-bbox="1155 320 1223 347">(新設)</p>

「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について」（平成7年3月27日付け自整第77号）の一部改正について  
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第76号 平成7年3月27日 国自整第2号 最終改正 令和2年4月1日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車局整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について</p> <p>本文 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>1-1 事業者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面なお、自動車<u>特定整備事業</u>の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8 （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>2-1～2-14 （略）</p> <p>2-15 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）</u>」（令和2年4月1日付け自整第353号）の別紙2の5の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のB（<u>電子制御装置点検整備作業場を除く。</u>）に掲げるものに限る。）については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p>	<p style="text-align: right;">国自整第77号 平成7年3月27日 国自整第26号 最終改正 平成20年5月15日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p>優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について</p> <p>本文 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>1-1 事業者（法人又は個人企業）及び事業場の沿革を記載した書面なお、自動車<u>分解整備事業</u>の認証（以下「認証」という。）を取得している場合は、認証の種類、認証年月日及び認証番号、指定自動車整備事業の指定（以下「指定」という。）を取得している場合は、指定番号、他の種類の認定を取得している場合は、認定の種類、認定年月日及び認定番号を記載すること。</p> <p>1-2～1-8 （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>2-1～2-14 （略）</p> <p>2-15 整備作業等に支障がないと判断される場合には、「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」（昭和42年1月21日付け自整第7号）の第5表の「項目」欄に掲げるもの（「種別」欄のBに掲げるものに限る。）については、他の種類の認定等のものと兼用しても差し支えない。</p>

新	旧
<p>2-16 (略)</p> <p><u>附則 (令和2年4月1日 国自整第2号)</u> <u>本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2-16 (略)</p> <p>(新設)</p>